

平成 25 年 8 月 9 日

各 位

本店所在地 山口県宇部市西本町二丁目 14 番 30 号  
社 名 株式会社アルファクス・フード・システム  
代 表 者 代表取締役社長 田 村 隆 盛  
(コード番号：3814)  
問 合 せ 先 取締役経営管理部長 河原 克樹  
電 話 番 号 0836-39-5151 (代表)  
U R L <http://www.afs.co.jp/>

## 株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年8月9日開催の取締役会において、株式分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、当社普通株式1株につき100株の割合での株式分割とともに100株を1単元とする単元株制度を採用いたします。また、これにあわせて定款の一部を変更いたします。なお、本株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成25年9月30日(月)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

|                  |            |
|------------------|------------|
| ①株式分割前の発行済株式総数   | 25,138株    |
| ②今回の分割により増加する株式数 | 2,488,662株 |
| ③株式分割後の発行済株式総数   | 2,513,800株 |
| ④株式分割後の発行可能株式総数  | 9,170,400株 |

##### (3) 分割の日程

|         |               |
|---------|---------------|
| ①基準日公告日 | 平成25年9月13日(金) |
| ②基準日    | 平成25年9月30日(月) |
| ③効力発生日  | 平成25年10月1日(火) |

### 3. 単元株制度の採用

#### (1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」の効力発生日である平成25年10月1日(火)をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

#### (2) 新設の日程

効力発生日 平成25年10月1日(火)

(参考)平成25年9月26日(木)をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

### 4. 定款の一部変更

(1) 上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成25年10月1日(火)をもって、当社定款の一部を変更いたします。

①発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第5条を変更いたします。

②株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第6条を新設いたします。

③現行定款第6条以下の条数を各1条繰り下げいたします。

④第5条及び第6条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

#### (2) 変更の内容

(下線が変更部分)

| 現行定款  | 変更案  |
|---|--|
| (発行可能株式総数)<br>第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>91,704</u> 株とする。 | (発行可能株式総数)<br>第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>9,170,400</u> 株とする。                                   |
| (新設)<br>第6条～第47条 現行どおり                              | 第6条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。<br>第7条～第48条 現行どおり  |
| (新設)  | 附則<br><u>第5条の変更及び第6条の新設ならびにこれらに伴う条数の繰り下げは、平成25年10月1日から効力を発生する。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</u> |

以上